

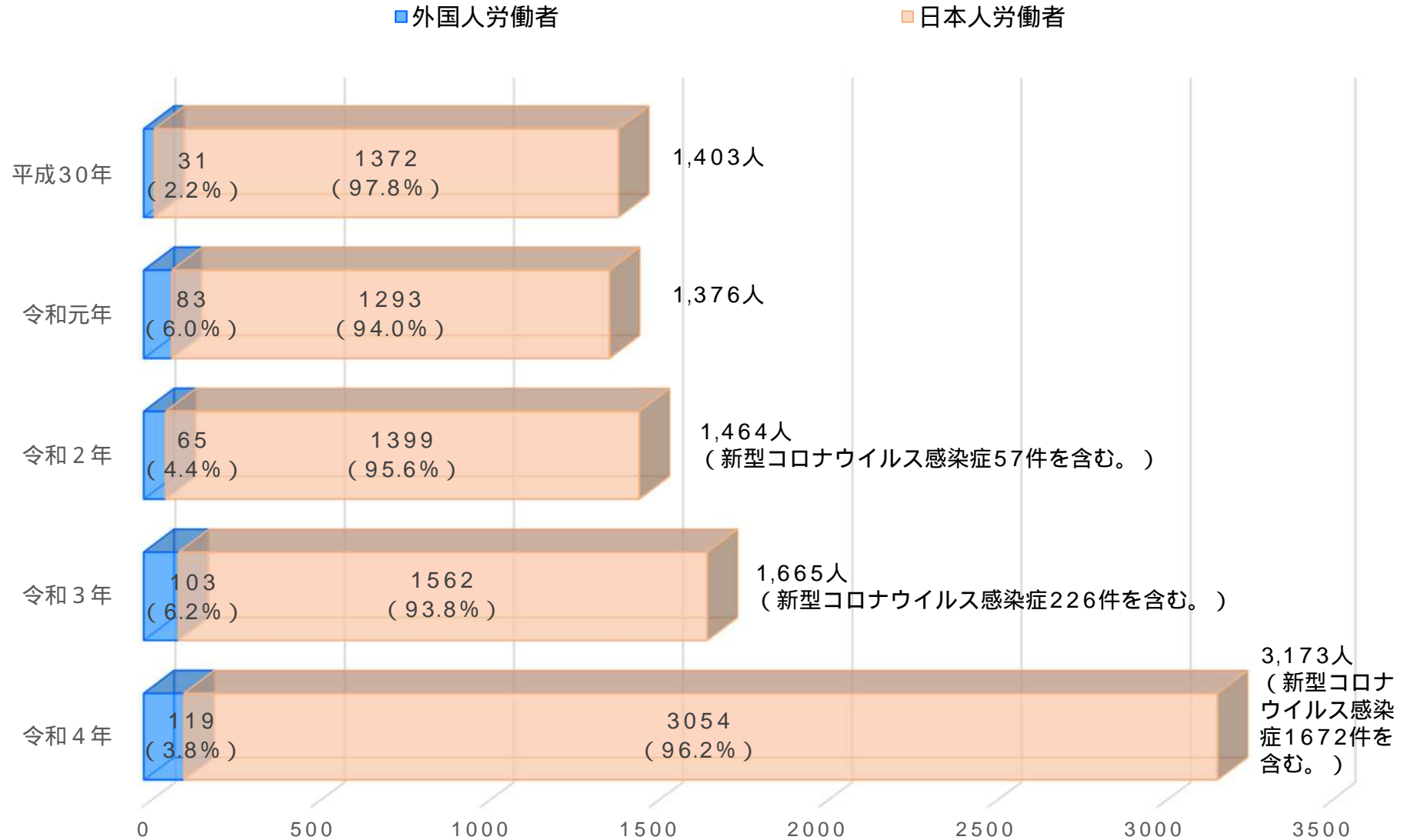
【重点事項4】多様な働き方への対応や外国人労働者の 労働災害防止対策の推進

滋賀労働局 労働基準部 健康安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

【重点事項4】多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進

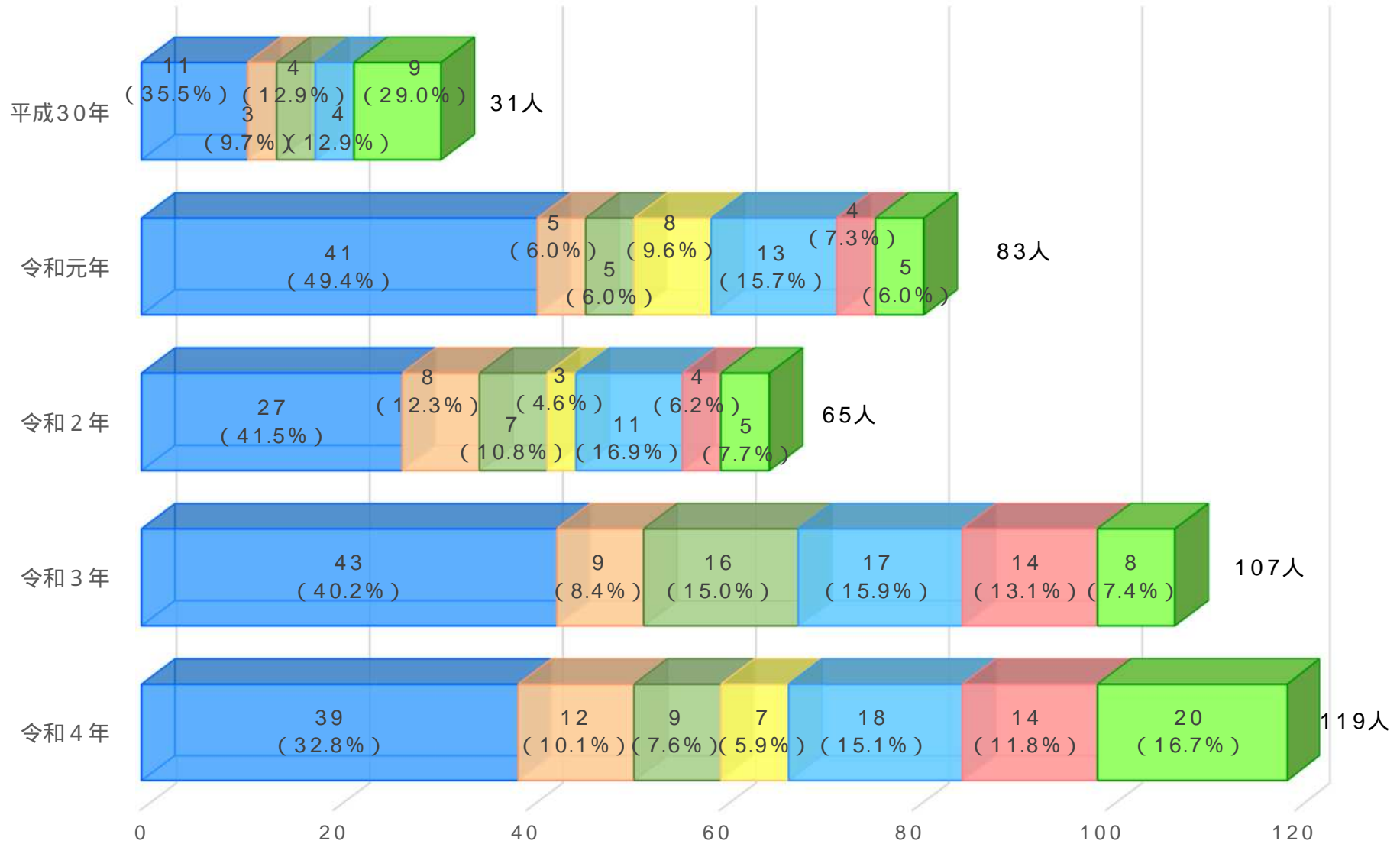
外国人・日本人別死傷災害発生状況（全産業）



【重点事項4】多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進

国籍別死傷災害発生状況（全産業）

■ ブラジル ■ ペルー ■ 中国 ■ インドネシア ■ ベトナム ■ フィリピン ■ その他



【重点事項4】多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進

図 1-1 在留資格別外国人労働者数の推移

(単位：千人)



【重点事項4】多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進

図2-1 産業別外国人労働者数の推移

(単位：千人)



令和4年 外国人労働者の労働災害発生状況

令和5年5月23日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部安全課

【重点事項4】多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進

外国人労働者の労働災害発生状況

外国人労働者の労働災害発生率（死傷年千人率（以下「千人率」という。））は、日本人を含む全ての労働者の千人率より高く、第14次労働災害防止計画において、「外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。」とのアウトカム指標が定められている。

〈在留資格別の千人率(令和4年)〉

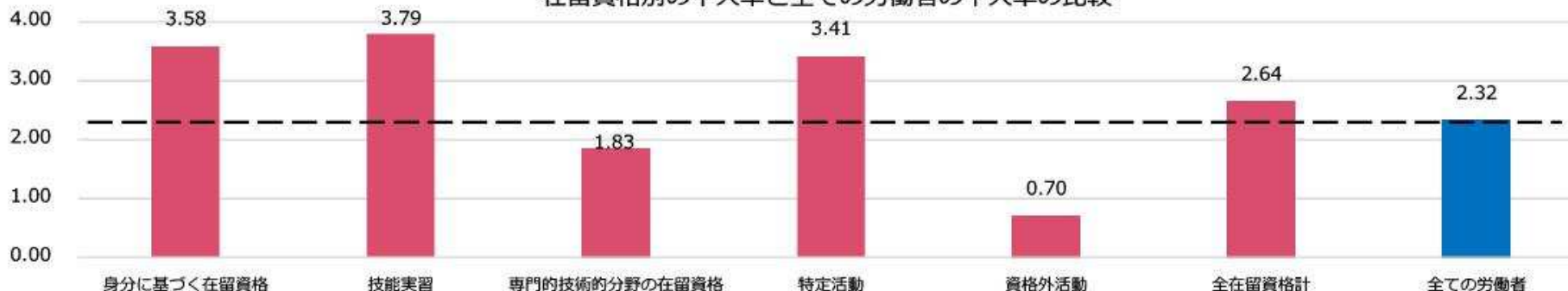
在留資格	外国人						全在留資格計
	身分に基づく在留	技能実習	の専門的技術的分野	特定活動	資格外活動	その他・不明	
令和4年							
死傷者数	2,131	1,301	879	250	232	15	4,808
労働者数	595,207	343,254	479,949	73,363	330,910		1,822,725
千人率	3.58	3.79	1.83	3.41	0.70		2.64

〈全ての労働者の千人率(令和4年)〉

(参考)	
令和4年	
死傷者数	132,355
労働者数	56,990,000
千人率	2.32

データ出所：外国人の死傷者数、全労働者の死傷者数…労働者死傷病報告（令和4年）※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く
外国人の労働者数…外国人雇用状況の届出状況（令和4年10月末現在）から算出
全ての労働者の労働者数…労働力調査（年次・2022年・基本集計第1-2表 役員を除く雇用者）
※ 千人率 = 労働災害による死傷者数 / その年の平均労働者数 × 1,000

在留資格別の千人率と全ての労働者の千人率の比較



【重点事項4】多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進

外国人労働者の労働災害発生状況

〈国籍/地域別の死傷者数〉

国籍・地域	令和3年	令和4年	増減率
ベトナム	1,293	1,319	2.0%
フィリピン	681	690	1.3%
ブラジル	615	644	4.7%
中国(香港等を含む)	644	601	-6.7%
インドネシア	174	286	64.4%
ペルー	213	205	-3.8%
ネパール	121	179	47.9%
韓国	111	112	0.9%
ミャンマー	92	109	18.5%
タイ	93	88	-5.4%
その他	540	575	6.5%
合計	4,577	4,808	5.0%

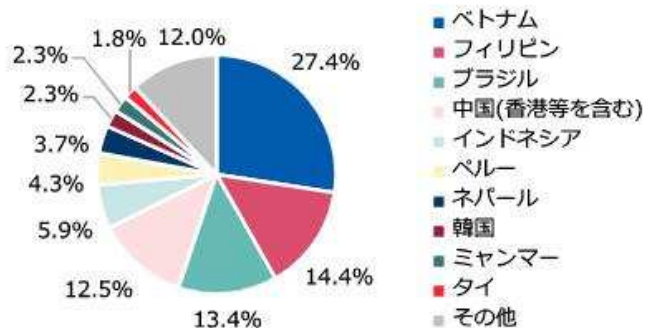
データ出所：労働者死傷病報告（令和4年、令和3年）
※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

〈国籍/地域別・在留資格別の死傷者数（令和4年）〉

国籍・地域	在留資格 在身分に 基づく	技能実習	専門的技術的分野の在留資格			特定活動	資格外活動	その他・不明	全在留資格計
			特 定 技 能	国 際 業 務	人 文 知 識 技 術 職 業				
ベトナム	51	729	178	160	41	120	39	1	1,319
フィリピン	508	101	29	9	18	18	7	0	690
ブラジル	640	1	0	0	0	2	0	1	644
中国(香港等を含む)	259	165	25	61	32	25	32	2	601
インドネシア	26	185	40	9	13	9	3	1	286
ペルー	202	0	0	0	3	0	0	0	205
ネパール	16	5	6	49	11	5	85	2	179
韓国	102	0	0	4	2	1	3	0	112
ミャンマー	5	48	21	12	4	14	5	0	109
タイ	51	22	5	3	1	3	1	2	88
その他	271	45	11	77	55	53	57	6	575
合計	2,131	1,301	315	384	180	250	232	15	4,808

データ出所：労働者死傷病報告（令和4年）※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

〈国籍/地域別の死傷者数割合(令和4年)〉



データ出所：労働者死傷病報告（令和4年）
※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

〈業種別・在留資格別の死亡者数（令和4年）〉

業種別	在留資格 在身分に 基づく	技能実習	専門的技術的分野の在留資格			特定活動	資格外活動	その他・不明	全在留資格計
			特 定 技 能	国 際 業 務	人 文 知 識 技 術 職 業				
製造業	0	1	2	2	0	0	0	0	5
建設業	1	2	1	1	0	1	0	2	8
農業、畜産・水産業	1	0	0	0	0	0	0	0	1
商業	0	0	0	1	0	0	0	0	1
合計	2	3	3	4	0	1	0	2	15

データ出所：死亡災害報告（令和4年）（在留資格については労働者死傷病報告のとおり集計）
※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

【重点事項4】多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進

外国人労働者の労働災害発生状況

〈業種別・在留資格別の死傷者数(令和4年)〉

業種	在留資格 身分に基づく	技能実習	専門的技術的分野の在留資格					特定活動	資格外活動	その他・不明	全在留資格計
			特定技能	外国人労働者	うち技術・業務	うち知的技術	その他				
製造業	1,225	661	160	192	35	116	73	4	2,466		
建設業	163	421	58	36	28	68	5	9	788		
陸上貨物運送事業	144	9	0	14	1	4	54	0	226		
農業・畜産・水産業	22	94	45	3	49	9	2	1	225		
商業	169	63	10	84	9	17	49	0	401		
うち小売業	110	33	6	53	7	10	44	0	263		
保健衛生業	124	11	21	2	18	12	9	1	198		
うち社会福祉施設	99	8	18	1	11	9	7	1	154		
接客・娯楽	94	6	13	26	27	11	30	0	207		
うち飲食店	55	5	12	13	23	6	28	0	142		
清掃・と畜	93	14	6	9	1	6	2	0	131		
その他	97	22	2	18	12	7	8	0	166		
合計	2,131	1,301	315	384	180	250	232	15	4,808		

データ出所：労働者死傷病報告（令和4年）※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

〈業種別・事故の型別の死傷者数(令和4年)〉

業種	事故の型別	はさまれ・巻き込まれ	転倒	動作の反動・無理な動作	切れ・こすれ	墜落・転落	飛来・落下	激突され	激突	高温・低温物との接触	崩壊・倒壊	その他	事故の型別計
		製造業	744	342	243	331	105	208	115	134	117	61	
建設業	145	67	48	89	150	107	60	44	10	28	40	788	
陸上貨物運送事業	41	40	34	7	25	14	34	20	1	2	8	226	
農業・畜産・水産業	43	25	16	26	38	5	43	14	2	1	12	225	
商業	64	60	64	51	37	33	13	20	17	7	35	401	
うち小売業	34	39	42	41	21	15	10	13	16	3	29	263	
保健衛生業	4	34	97	3	7	0	5	14	4	3	27	198	
うち社会福祉施設	2	27	75	3	5	0	4	11	4	2	21	154	
接客・娯楽	13	46	23	42	20	8	4	11	32	1	7	207	
うち飲食店	8	21	16	39	13	4	0	5	29	1	6	142	
清掃・と畜	20	29	19	9	17	8	10	10	0	3	6	131	
その他	18	36	30	8	21	11	11	9	4	1	17	166	
合計	1,092	679	574	566	420	394	295	276	187	107	218	4,808	

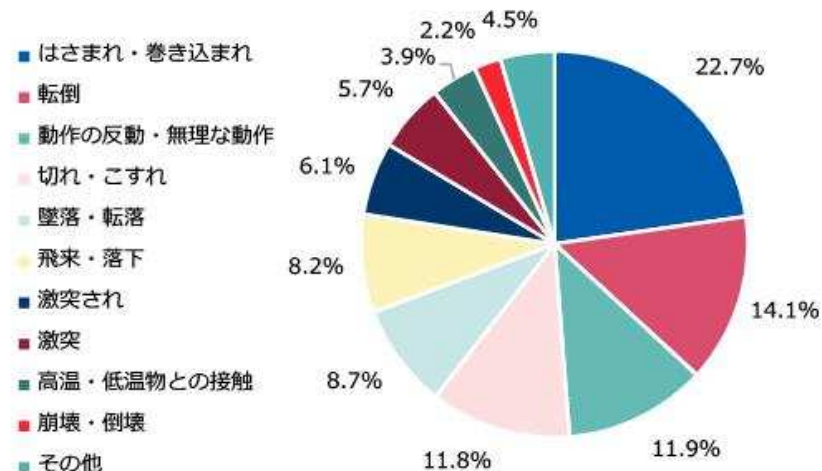
データ出所：労働者死傷病報告（令和4年）※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

〈事故の型別・在留資格別の死傷者数(令和4年)〉

事故の型別	在留資格 身分に基づく	技能実習	専門的技術的分野の在留資格					特定活動	資格外活動	その他・不明	全在留資格計
			特定技能	外国人労働者	うち技術・業務	うち知的技術	その他				
はさまれ・巻き込まれ	352	385	92	126	21	67	48	1	1,092		
転倒	459	92	25	39	17	27	20	0	679		
動作の反動・無理な動作	353	74	36	36	27	26	20	2	574		
切れ・こすれ	166	226	47	47	18	27	34	1	566		
墜落・転落	188	110	22	33	36	17	10	4	420		
飛来・落下	150	140	28	33	12	17	13	1	394		
激突され	105	96	15	19	21	16	22	1	295		
激突	164	44	12	16	13	16	10	1	276		
高温・低温物との接触	56	54	18	13	7	17	22	0	187		
崩壊・倒壊	43	36	6	11	1	7	3	0	107		
その他	95	44	14	11	7	13	30	4	218		
合計	2,131	1,301	315	384	180	250	232	15	4,808		

データ出所：労働者死傷病報告（令和4年）※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

〈外国人労働者にかかる事故の型別の死傷者数割合(令和4年)〉



【重点事項4】多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進

アウトプット指標

- 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けて、自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」や労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく、労働者の安全と健康確保に取り組む。

外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用するなどによる安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。

アウトカム指標

- 外国人労働者の死傷年千人率 を2027年までに全体平均以下とする。

2022年の死傷年千人率：全体2.52、外国人4.11

【重点事項4】多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進

テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン

テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン

▶ [テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン](#) [PDF形式：196KB]

▶ [ガイドライン概要](#) [PDF形式：638KB]

<パンフレット>

[テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインパンフレット](#) [PDF形式：11MB] **NEW**

<リーフレット>

[\(事業主、企業の労務担当者の方へ\) テレワークガイドラインを改定しました](#) [PDF形式：2.8MB]

[\(労働者の方へ\) テレワークガイドラインを改定しました](#) [PDF形式：2.2MB]

<別紙について、編集可能ファイルが必要な方はこちら>

[\(別紙1\) テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】](#)

[Excel形式：22KB]

[\(別紙2\) 自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】](#)

[Excel形式：17KB]

政策について

分野別の政策一覧

▶ [健康・医療](#)

▶ [子ども・子育て](#)

▶ [福祉・介護](#)

▶ **雇用・労働**

▶ [雇用](#)

▶ [人材開発](#)

▶ [労働基準](#)

▶ [雇用環境・均等](#)

テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html



【重点事項4】多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進

テレワークを活用する企業、労働者の皆さまへ



テレワークの

適切な導入及び 実施の推進のための ガイドライン



Contents

1	はじめに	04
2	テレワークの形態	05
3	テレワークの導入に際しての留意点	06
	【1】テレワークの推進に当たってのポイント	06
	【2】テレワークの対象業務選定時の留意点	06
	【3】テレワークの対象者選定時の留意点	07
	【4】導入に当たっての望ましい取組	08
4	労務管理上の留意点	09
	【1】テレワークにおける人事評価制度のポイント	09
	【2】テレワークに要する費用負担の取扱いと留意点	10
	【3】テレワーク状況下における人材育成のポイント	11
	【4】テレワークを効果的に実施する人材育成の行い方	11
5	テレワークのルールの策定と周知	12
	【1】労働基準関係法令の適用	12
	【2】就業規則整備のポイント	12
	【3】労働条件明示のポイント	13
	【4】労働条件変更に関する留意点	13
6	様々な労働時間制度の活用	14
	【1】労働基準法上の全ての労働時間制度でテレワークが実施可能	14
	【2】労働時間の柔軟な取扱い	14
	【3】その他の労働時間制度におけるテレワークについて	16

【重点事項4】多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進

Contents

7	テレワークにおける労働時間管理の工夫	17
	【1】テレワークにおける労働時間管理の考え方	17
	【2】テレワークにおける労働時間の把握	17
	【3】労働時間の把握に関する労働時間制度ごとの留意点	20
	【4】テレワークに特有の様々な事象の取扱いについて	20
8	テレワークにおける安全衛生の確保	26
	【1】安全衛生関係法令の適用と規定遵守の必要性	26
	【2】自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策の留意点	27
	【3】自宅等でテレワークを行う際の作業環境整備の留意点	27
	【4】テレワーク実施時に事業者が活用すべき管理項目チェックリスト	28
9	テレワークにおける労働災害の補償	32
10	テレワークの際のハラスメントへの対応	33
11	テレワークの際のセキュリティへの対応	33
12	お役立ち情報	34



8 テレワークにおける安全衛生の確保

【1】安全衛生関係法令の適用と規定遵守の必要性

労働安全衛生法等の関係法令等においては、安全衛生管理体制を確立し、職場における労働者の安全と健康を確保するために必要となる具体的な措置を講ずることを事業者に求めています。

自宅等においてテレワークを実施する場合においても、事業者は、これら関係法令等に基づき、労働者の安全と健康の確保のための措置を講ずる必要があります。

具体的には、

- ・健康相談を行うことが出来る体制の整備(労働安全衛生法第13条の3)
- ・労働者を雇い入れたとき又は作業内容を変更したときの安全又は衛生のための教育(労働安全衛生法第59条)
- ・必要な健康診断とその結果等を受けた措置(労働安全衛生法第66条から第66条の7まで)
- ・過重労働による健康障害を防止するための長時間労働者に対する医師による面接指導とその結果等を受けた措置(労働安全衛生法第66条の8及び第66条の9)及び面接指導の適切な実施のための労働時間の状況の把握(労働安全衛生法第66条の8の3)、面接指導の適切な実施のための時間外・休日労働時間の算定と産業医への情報提供(労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第52条の2)
- ・ストレスチェックとその結果等を受けた措置(労働安全衛生法第66条の10)
- ・労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るために必要な措置(労働安全衛生法第69条)

等の実施により、労働者の安全と健康の確保を図ることが重要です。その際、必要に応じて、情報通信機器を用いてオンラインで実施することも有効です。

なお、労働者を雇い入れたとき(雇入れ後にテレワークの実施が予定されているとき)又は労働者の作業内容を変更し、テレワークを初めて行わせるときは、テレワーク作業時の安全衛生に関する事項を含む安全衛生教育を行うことが重要です。

また、一般に、労働者の自宅等におけるテレワークにおいては、危険・有害業務を行うことは通常想定されないものですが、行われる場合においては、当該危険・有害業務に係る規定の遵守が必要です。



【重点事項4】多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進

テレワークにおける
安全衛生の確保

【2】自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策の留意点

テレワークでは、周囲に上司や同僚がいない環境で働くことになるため、労働者が上司等とコミュニケーションを取りにくい、上司等が労働者の心身の変調に気づきにくいという状況となる場合が多いです。このような状況のもと、円滑にテレワークを行うためには、事業者は、本誌28～29ページの「**テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト(事業者用)**」を活用する等により、健康相談体制の整備や、コミュニケーションの活性化のための措置を実施することが望ましいです。

また、事業者は、事業場におけるメンタルヘルス対策に関する計画である「心の健康づくり計画」を策定することとしており(労働者の心の健康の保持増進のための指針(平成18年公示第3号)、当該計画の策定に当たっては、上記のような**テレワークにより生じやすい状況を念頭に置いたメンタルヘルス対策**についても衛生委員会等による調査審議も含め労使による話し合いを踏まえた上で記載し、計画的に取り組むことが望ましいです。



孤独や不安を感じた際のご相談先

「こころの耳 相談窓口」

メンタルヘルス不調や、ストレスチェック制度、過重労働による健康障害の防止対策などについての問い合わせ、お悩みなどのご相談を受け付けています。テレワークでコミュニケーションが減り、孤独や不安を感じた時などでもご相談ください。

電話相談 0120-565-455 月・火 17時～22時/土・日 10時～16時(祝日、年末年始はのぞく)

SNS相談 月・火 17時～22時/土・日10時～16時(祝日、年末年始はのぞく)

メール相談 24時間受付/1週間以内に返信します

SNS相談、メール相談の窓口は「厚生労働省 ホームページ」またはQRコードからご覧ください。



【3】自宅等でテレワークを行う際の作業環境整備の留意点

テレワークを行う作業場が、労働者の自宅等事業者が業務のために提供している作業場以外である場合には、事務所衛生基準規則(昭和47年労働省令第43号)、労働安全衛生規則(一部、労働者を就業させる建築物その他の作業場に係る規定)及び「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」(令和元年7月12日基発0712第3号)は一般には適用されませんが、安全衛生に配慮したテレワークが実施されるよう、これらの衛生基準と同等の作業環境となるよう、事業者はテレワークを行う労働者に教育・助言等を行い、本誌30ページの

「**自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト(労働者用)**」を活用すること等により、自宅等の作業環境に関する状況の報告を求めるとともに、必要な場合には、労使が協力して改善を図る又は自宅以外の場所(サテライトオフィス等)の活用を検討することが重要です。

テレワークにおける安全衛生の確保

- ・自宅等においてテレワークを実施する場合においても、事業者は、労働者の安全と健康のための措置を講ずる必要があります(適切な作業環境の確保、健康診断、ストレスチェック等のメンタルヘルス対策、長時間労働者に対する医師の面接指導等)。労働者を雇い入れたとき(雇入れ後にテレワークの実施が予定されているとき)又は労働者の作業内容を変更し、テレワークを初めて行わせるときは、テレワーク作業時の安全衛生教育を行うことも重要です。
- ・テレワークでは、労働者が上司等とコミュニケーションを取りにくい、上司等が労働者の心身の変調に気づきにくいという状況になる場合が多くあります。事業者は健康相談体制の整備やコミュニケーションの活性化のための措置を実施しましょう。
- ・「**テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト(事業者用)**」「**自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト(労働者用)**」を、ぜひご活用ください。必要な場合には、労使が協力して改善を図ったり、サテライトオフィス等の活用を検討したりすることも重要です。

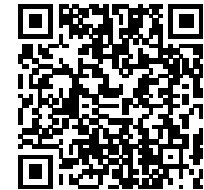
【重点事項4】多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進

副業・兼業の促進に関する ガイドライン わかりやすい解説

- 本パンフレットでは、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の内容についてわかりやすく解説します。
- ガイドラインをはじめとして、副業・兼業に関する各種情報は厚生労働省ホームページの以下のページにまとめて掲載していますので、こちらをご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>



副業・兼業の促進に関するガイドラインわかりやすい解説のダウンロードは、右のQRコード等からダウンロードできます。



副業・兼業の促進に関するガイドラインわかりやすい解説
2022.10

検索

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000996750.pdf>

また、副業・兼業に関するホームページを用意しておりますので、参考としてください。ホームページへは、右のQRコード等から参照ください。



副業・兼業の促進に関するガイドライン

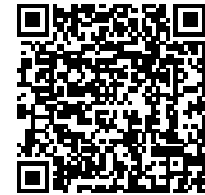
検索

<https://ap-northeast-1-02890046-view.menlosecurity.com/https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>

【重点事項4】多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進



左の「外国人労働者の安全衛生対策について」のページへは、右のQRコード等から参照できます。



外国人労働者の安全衛生対策について

厚生労働省では、外国人労働者の安全衛生対策に活用いただける教材を提供しています。

- 安全衛生教育
- 建設業(教材)
- 農業(教材)
- 漁業(教材)
- 造船・船用工業(教材)
- 建設就労者・造船就労者向け(教材)
- 技能講習補助教材

外国人特別相談・支援室のご案内

外国人特別相談・支援室では、外国人労働者を雇用する事業主及び外国人労働者の皆様からの、安全衛生教育や労働災害防止対策についてのご質問にお答えしています。ご相談・個別支援は無料です。是非ご利用ください。詳細は、[こちら](#)をご覧ください(東京労働局のホームページへ移動します)。

安全衛生教育

視聴覚教材等

- [マンガでわかる働く人の安全と健康\(教育用教材\)](#)

働く人の安全と健康について、初めて学ぶ方向けに視聴覚教材(漫画教材)を作成しました。外国人労働者等に対しても適切な安全衛生教育が実施されるよう、11言語(日本語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語(フィリピン)、クメール語(カンボジア)、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語、モンゴル語)に対応し、8業種と業種共通の教材を用意しています。

パンフレット等

- [外国人労働者安全衛生管理の手引き【概要版】 \[5.9MB\]](#)
- [外国人労働者安全衛生管理の手引き【全体版】 \[10.5MB\]](#)

令和4年度厚生労働省委託事業「外国人労働者安全管理支援事業(外国人在留支援センター)」で作成しました。(委託者:公益社団法人東京労働基準協会連合会)

- [未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル](#)

中小規模事業場における雇入れ時や作業内容変更時等の安全衛生教育に役立つマニュアルがご覧いただけます。(日本語で作成したマニュアルを、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語に翻訳しています)

- [外国人労働者の労働災害防止\(クリックすると東京労働局のホームページにジャンプします\)](#)

[外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。\(リーフレット\) \[PDF形式:2,101KB\] \[2,1MB\]](#) (令和元年6月更新)

平成31年1月8日より労働者死傷病報告(労働安全衛生規則様式第23号)の様式が改正され、労働者が外国人の場合には、「国籍・地域」及び「在留資格」の報告が必要になりました。



外国人労働者の安全衛生対策について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>

マンガでわかる働く人の安全と健康(教育用教材)

外国人労働者安全衛生管理の手引き



関連リンク

- [情報提供サービスメールマガジン](#)

【重点事項4】多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進

令和4年度厚生労働省委託
外国人労働者安全管理支援事業(外国人在留支援センター)

外国人労働者 安全衛生管理の 手引き

 厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署
 公益社団法人 東京労働基準協会連合会

外国人労働者は、少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少とともに増加の一途をたどり、平成3年には172万人に達し、我が国の労働力人口の3.06%を占めるに至っています。外国人労働者に係る休業4日以上労働災害は、外国人労働者数の増加のテンポを超えて増加し、平成3年には5,715件発生しています。その件数は全発生件数の3.8%に及んでおり、年千人率は全労働者が2.7であるのに対し外国人労働者では3.3となっていることから、外国人労働者が被災する割合が日本人より高いことが明らかです。このような事情から第14次労働災害防止計画においても外国人労働者の労働災害防止を重点事項として取り上げ、**アウトプット指標**を「外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業上の割合を2027年までに**50%以上**とする」こととし、**アウトカム指標**として「外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに**全体平均以下**とする」とされたところです。

我が国の生産年齢人口は引き続き減少していくことが予想されており、今後も外国人労働者が増加することが見込まれます。このような状況の下、外国人労働者に係る労働災害に特有の事情を理解し、各事業場において労働災害防止対策を確立していくことが急務となっています。

【重点事項4】多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進

まんがでわかる

安全衛生と 労災防止の基本



日本語
にほんご

まんがでわかる

安全衛生と 労災防止の基本



Tiếng Việt
ベトナム語版

Tìm hiểu qua truyện tranh
Kiến thức cơ bản về vệ sinh an toàn và phòng tránh tai nạn lao động



【重点事項4】多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進



【重点事項4】多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進



【重点事項4】多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進

まんがでわかる  日本語
にほんご

フォークリフトの安全衛生



この視聴覚教材は、フォークリフトを使用する事業場で働く皆さまに向けて安全や衛生の基本について学ぶことを目的に作成したものです。

まんがでわかる  Tiếng Việt
ベトナム語

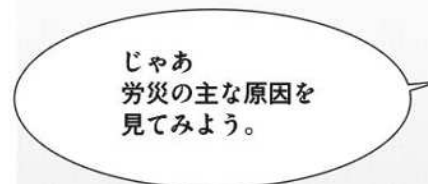
フォークリフトの安全衛生

Tìm hiểu qua truyện tranh
Vệ sinh an toàn khi sử dụng xe nâng



Tài liệu nghe nhìn này được tạo ra với mục đích giúp mọi người tìm hiểu những kiến thức cơ bản về an toàn và vệ sinh cho người lao động tại nơi làm việc sử dụng xe nâng.

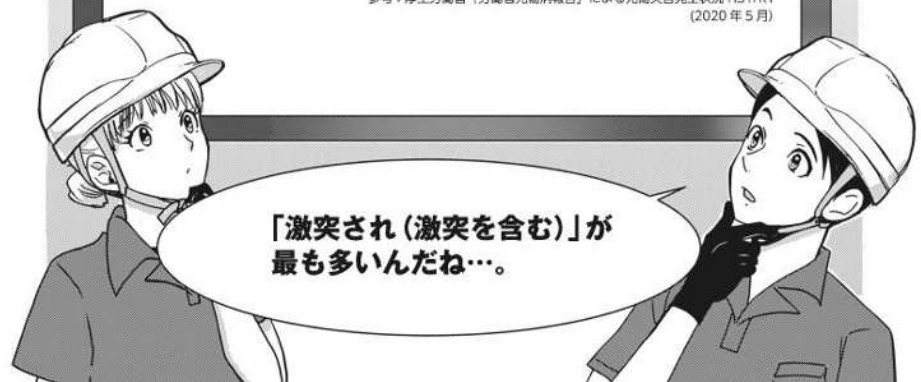
【重点事項4】多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進



労災による死傷者数

1	激突され(激突を含む)	816人
2	はさまれ・巻き込まれ	769人
3	墜落・転落	424人
4	飛来・落下	107人
5	転倒	102人

参考：厚生労働省「労働者死傷病報告」による死傷災害発生状況 H31/R1 (2020年5月)



【重点事項4】多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進



Số người chết và bị thương do tai nạn lao động

1	Bị va chạm (bao gồm cả chủ động va chạm)	816 người
2	Bị kẹp - Bị cuốn vào	769 người
3	Rơi - Té ngã	424 người
4	Bị vật bay vào - Đồ vật rơi xuống	107 người
5	Vấp ngã	102 người

Nguồn: Tình trạng thương vong do tai nạn lao động theo "Báo cáo về tử vong, thương tích và bệnh tật của người lao động" của Bộ Y tế, Lao động và Phúc lợi xã hội Nhật Bản năm 2019 (tháng 5/2020)

